

○熊谷市土砂等の堆積による土壌の汚染の防止に関する条例施行規則

平成19年5月31日規則第164号

改正

平成22年1月29日規則第4号  
平成28年3月31日規則第17号  
令和3年5月31日規則第22号  
令和7年6月27日規則第59号

熊谷市土砂等の堆積による土壌の汚染の防止に関する条例施行規則

熊谷市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則（平成19年規則第79号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、熊谷市土砂等の堆積による土壌の汚染の防止に関する条例（平成19年条例第10号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（有害物質）

第2条 条例第6条第1項の規則で定める物質は、土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第2条第1項に規定する特定有害物質（次条並びに第4条第1項第1号コ及び第4号において「特定有害物質」という。）及びダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第2条第1項に規定するダイオキシン類（次条並びに第4条第1項第1号コ及び第4号において「ダイオキシン類」という。）とする。

（土壌基準）

第3条 条例第6条第1項の規則で定める基準は、特定有害物質にあつては土壌汚染対策法第6条第1項第1号に規定する基準の例により、ダイオキシン類にあつてはダイオキシン類対策特別措置法第7条の基準のうち土壌の汚染に関する基準の例によるものとする。

（堆積に係る土地の汚染調査）

第4条 条例第7条本文の規定による土砂等の汚染の状況についての調査は、次により行うものとする。

（1）調査の対象となる物質は、次のとおりとすること。

- ア カドミウム及びその化合物
- イ 六価クロム化合物
- ウ シアン化合物
- エ 水銀及びその化合物
- オ セレン及びその化合物
- カ 鉛及びその化合物
- キ 砒素<sup>ひ</sup>及びその化合物
- ク ふっ素及びその化合物
- ケ ほう素及びその化合物

コ 特定有害物質（アからケまでに掲げる物質を除く。）及びダイオキシン類のうち搬入した土砂等の採取場所等から特に調査が必要と認められる物質で市長が土砂等の堆積を行う者に通知したもの

（2）前号アからケまでに掲げる物質にあつては土壌含有量調査（市長が土砂等の堆積を行う者に通知した場合は、土壌溶出量調査）を行い、前号コに掲げる物質にあつては市長が土砂等の堆積を行う者に通知した調査を行うこと。

（3）調査の頻度及び地点数は、土砂等の堆積の許可に係る土地の区域の面積に応じて、別表第2のとおりとすること。

（4）前3号に掲げるもののほか、特定有害物質にあつては土壌汚染対策法第2条第2項に規定する土壌汚染状況調査の例により、ダイオキシン類にあつてはダイオキシン類対策特別措置法第7条の基準（土壌の汚染に係る基準に限る。）による測定方法の例によること。

2 条例第7条本文の規定による届出は、土砂等の堆積に係る土地の汚染調査結果届出書（様式第1号）により行うものとする。

3 前項の届出書には、当該届出書に係る調査が第1項各号に掲げる方法等により行われたことを証する書類を添付しなければならない。

（法令又は他の条例による許可等の処分）

第5条 条例第7条第2号の規則で定める許可等の処分その他の行為は、次に掲げるものとする。

- （1）地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定による許可
- （2）国有財産法（昭和23年法律第73号）第18条第6項の規定による許可
- （3）採石法（昭和25年法律第291号）第33条の認可
- （4）森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項又は第34条第2項（同法第44条において準用する場合を含む。）の許可
- （5）道路法（昭和27年法律第180号）第32条第1項又は第91条第1項の許可及び同法第35条の同意
- （6）土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第76条第1項の許可
- （7）都市公園法（昭和31年法律第79号）第6条第1項（同法第33条第4項において準用する場合を含む。）の許可（同法第9条の規定により許可があつたものとみなされる場合を含む。）
- （8）地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第18条第1項の許可及び同法第20条第2項の規定による協議
- （9）住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第9条第1項の許可
- （10）河川法（昭和39年法律第167号）第20条の承認及び同法第24条、第26条第1項、第27条第1項、第55条第1項、第57条第1項又は第58条の4第1項の許可（同法第95条の規定によりこれらの承認又は許可があつたものとみなされる場合を含む。）

- (11) 砂利採取法(昭和43年法律第74号)第16条の認可
  - (12) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項又は第2項の許可
  - (13) 都市再開発法(昭和44年法律第38号)第66条第1項の許可
  - (14) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第7条第1項の許可及び同条第4項の規定による協議
  - (15) 農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第15条の2第1項の許可(同条第8項の規定により許可があったものとみなされる場合を含む。)
  - (16) 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和50年法律第67号)第7条第1項、第26条第1項又は第67条第1項の許可
  - (17) 埼玉県砂防指定地管理条例(平成15年埼玉県条例第45号)第3条第1項の許可
- 2 条例第7条第2号の規定による届出は、許可等の処分等に基づく土砂等の堆積の届出書(様式第2号)により行うものとする。

3 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 土砂等の堆積に係る土地の位置を示す図面
- (2) 土砂等の堆積に係る許可等の処分その他の行為に係る許可書その他の書類の写し  
(公益事業)

第6条 条例第7条第3号の規則で定める行為は、次に掲げる事業の実施に係るものとする。

- (1) 砂防法(明治30年法律第29号)による砂防設備又は同法が準用される砂防のための施設に関する事業
- (2) 土地改良法(昭和24年法律第195号)による土地改良事業
- (3) 道路運送法(昭和26年法律第183号)による一般自動車道又は専用自動車道(同法による一般旅客自動車運送事業又は貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)による一般貨物自動車運送事業の用に供するものに限る。)に関する事業
- (4) 森林法による保安施設事業
- (5) 道路法による道路に関する事業
- (6) 都市公園法による都市公園に関する事業
- (7) 自然公園法(昭和32年法律第161号)による公園事業
- (8) 水道法(昭和32年法律第177号)による水道事業又は水道用水供給事業
- (9) 地すべり等防止法による地すべり防止施設に関する事業
- (10) 下水道法(昭和33年法律第79号)による公共下水道、流域下水道又は都市下水路の用に供する施設に関する事業
- (11) 工業用水道事業法(昭和33年法律第84号)による工業用水道事業
- (12) 河川法が適用され、若しくは準用される河川その他公共の利害に関係のある河川又はこれらの河川に治水若しくは利水の目的をもって設置する堤防、護岸、ダム、水路、貯水池その他の施設に関する事業
- (13) 都市計画法による都市計画事業
- (14) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律による急傾斜地崩壊防止施設に関する事業
- (15) 石油パイプライン事業法(昭和47年法律第105号)による石油パイプライン事業の用に供する施設に関する事業
- (16) 鉄道事業法(昭和61年法律第92号)による鉄道事業者又は索道事業者が行うその鉄道事業又は索道事業であって、一般の需要に応ずるものの用に供する施設に関する事業
- (17) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が設置する鉄道又は軌道の用に供する施設に関する事業
- (18) 地方公共団体又は農業若しくは林業を営む者が組織する団体が行う農業構造又は林業構造の改善に関し必要な事業(農道、林道、用水路、排水路、かんがい用又は災害防止用のため池、農業集落排水施設その他の施設に関する事業に限る。)
- (19) 前各号に掲げるもののほか、これらの事業に準ずるものとして市長の確認を受けた事業  
(公益事業の確認)

第7条 前条第19号の確認は、公益事業確認申請書(様式第3号)により行うものとする。

2 前項の申請書には、土砂等の堆積に係る事業を行う土地の位置を示す図面その他参考となる書類を添付しなければならない。

(堆積に係る土地の汚染調査の特例)

第8条 条例第7条第6号の規則で定める土砂等の堆積は、次に掲げるものとする。

- (1) 運動場の砂利敷その他の通常の管理行為として行う土砂等の堆積
- (2) 土質改良プラントその他の施設の敷地内において当該施設で化学的に性質を改良した土砂のみを用いて行う土砂等の堆積
- (3) 採石法又は砂利採取法の認可に係る土地の区域において採取された土砂(岩石又は砂利の採取のために除去した土砂を除く。)のみを用いて行う土砂等の堆積  
(関係書類の閲覧)

第9条 条例第8条の規定による閲覧は、次に掲げるところにより行うものとする。

- (1) 閲覧させる場所及び時間をあらかじめ定めること。
- (2) 閲覧の求めがあった場合は、正当な理由なしに閲覧を拒まないこと。  
(報告)

第10条 市長は、条例第9条に規定する報告を求めようとするときは、土砂等の堆積状況報告要求書(様式第4号)により通知するものとする。

2 土砂等の堆積を行う者は、前項の規定により報告を求められたときは、土砂等の堆積状況報告書(様式第5号)により市長に報告しなければならない。

(身分証明書)

第11条 条例第10条第2項の身分を示す証明書は、身分証明書(様式第6号)のとおりとする。

(書類の提出部数)

第12条 条例及びこの規則の規定に基づき市長に提出する書類の部数は、正副2部とする。

附 則

この規則は、平成19年7月1日から施行する。

附 則(平成22年1月29日規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第3条の改正規定は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規則第17号）

（施行期日）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にある改正前の規則に定める様式による用紙については、当分の間、これに所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和3年5月31日規則第22号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にある改正前の様式による用紙については、当分の間、これに所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和7年6月27日規則第59号）

（施行期日）

1 この規則は、令和7年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にある改正前の規則に定める様式による用紙については、当分の間、これに所要の調整をして使用することができる。

別表（第4条関係）

土砂等の堆積に係る土地の汚染調査の頻度及び地点数

| 堆積区域の面積     | 調査頻度                              | 調査地点数                                     |
|-------------|-----------------------------------|-------------------------------------------|
| 900平方メートル未満 | 完了又は廃止のとき                         | 1地点以上                                     |
| 900平方メートル以上 | 土砂等の堆積に着手した日から6<br>月ごと及び完了又は廃止のとき | 土砂等の堆積を行った土地につい<br>て900平方メートルごとに1地点以<br>上 |

土砂等の堆積に係る土地の汚染調査結果届出書

年 月 日

熊谷市長 氏 宛

住 所

申請者 氏 名

電話番号

法人にあつては、主たる事業所の所在地、  
名称及び代表者の氏名並びに電話番号

熊谷市土砂等の堆積による土壌の汚染の防止に関する条例第7条第1項本文の規定により、別紙のとおり届け出ます。

別紙

土砂等の堆積に係る土地の汚染調査結果(採取地点 )

|              |           |     |                |  |  |
|--------------|-----------|-----|----------------|--|--|
| 調 査 年 月 日    |           |     | 年 月 日          |  |  |
| 土砂等の堆積の許可    | 許 可 番 号   |     |                |  |  |
|              | 許 可 年 月 日 |     | 年 月 日          |  |  |
|              | 土地の区域     | 所 在 | 熊谷市            |  |  |
|              |           | 面 積 | m <sup>2</sup> |  |  |
| 調 査 結 果      |           |     |                |  |  |
| カドミウム及びその化合物 |           | 方 法 |                |  |  |
|              |           | 測定値 |                |  |  |
| 六価クロム化合物     |           | 方 法 |                |  |  |
|              |           | 測定値 |                |  |  |
| シアン化合物       |           | 方 法 |                |  |  |
|              |           | 測定値 |                |  |  |
| 水銀及びその化合物    |           | 方 法 |                |  |  |
|              |           | 測定値 |                |  |  |
| セレン及びその化合物   |           | 方 法 |                |  |  |
|              |           | 測定値 |                |  |  |
| 鉛及びその化合物     |           | 方 法 |                |  |  |
|              |           | 測定値 |                |  |  |
| 砒素及びその化合物    |           | 方 法 |                |  |  |
|              |           | 測定値 |                |  |  |
| ふっ素及びその化合物   |           | 方 法 |                |  |  |
|              |           | 測定値 |                |  |  |
| ほう素及びその化合物   |           | 方 法 |                |  |  |
|              |           | 測定値 |                |  |  |
|              |           | 方 法 |                |  |  |
|              |           | 測定値 |                |  |  |

注 調査対象物質の欄が不足する場合は、欄を適宜増やすこと。また、調査試料の採取地点等を明らかにする図面を添付するとともに、採取地点が増えるごとに適宜追加すること。

許可等の処分等に基づく土砂等の堆積の届出書

年 月 日

熊谷市長 氏 名 宛

住 所  
申請者 氏 名  
電話番号  
〔 法人にあつては、主たる事業所の所在地、  
名称及び代表者の氏名並びに電話番号 〕

熊谷市土砂等の堆積による土壌の汚染の防止に関する条例第7条の規定により、下  
記のとおり届け出ます。

記

|                                          |     |                |
|------------------------------------------|-----|----------------|
| 堆 積 区 域                                  | 所 在 | 熊谷市            |
|                                          | 面 積 | m <sup>2</sup> |
| 土砂等の堆積に係る<br>事 業 の 概 要                   |     |                |
| 土砂等の堆積に係る許可<br>等の処分等の根拠となる<br>法令等の名称及び条項 |     |                |

公益事業確認申請書

年 月 日

熊谷市長 氏 名 宛

住 所  
申請者 氏 名  
電話番号  
〔 法人にあつては、主たる事業所の所在地、  
名称及び代表者の氏名並びに電話番号 〕

熊谷市土砂等の堆積による土壌の汚染の防止に関する条例施行規則第6条第19号  
の確認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

|                                |     |                |
|--------------------------------|-----|----------------|
| 堆 積 区 域                        | 所 在 | 熊谷市            |
|                                | 面 積 | m <sup>2</sup> |
| 土 砂 等 の 堆 積 に<br>係 る 事 業 の 概 要 |     |                |
| 土砂等の堆積に係る事業<br>に関する法令等の名称      |     |                |



文書記号第            号  
                         年    月    日

土砂等の堆積状況報告要求書

宛

熊谷市長 氏            名 印

年    月    日付けで届出のあった土砂等の堆積について、熊谷市土砂等の堆積による土壌の汚染の防止に関する条例第9条の規定により、下記の事項に係る報告書の提出を要求します。

記

1 土砂等の堆積区域の所在    熊谷市

2 報告すべき事項

3 提出期限                            年    月    日

土砂等の堆積状況報告書

年 月 日

熊谷市長 氏 宛

住 所  
申請者 氏 名  
電話番号  
〔 法人にあつては、主たる事業所の所在地、  
名称及び代表者の氏名並びに電話番号 〕

年 月 日付け第 号で報告を求められた事項について、下  
記のとおり報告します。

記

1 土砂等の堆積区域の所在 熊谷市

2 報 告 事 項

(表)

|            |                                                                  |     |
|------------|------------------------------------------------------------------|-----|
| 身 分 証 明 書  |                                                                  | 第 号 |
| 写<br>真     | 所属                                                               |     |
|            | 職名                                                               |     |
|            | 氏名                                                               |     |
|            | 上記の者は、熊谷市土砂等の堆積による土壌の汚染の防止に関する条例第10条第1項の規定により立入検査をする者であることを証明する。 |     |
| 年 月 日発行    |                                                                  |     |
| 熊谷市長 氏 名 印 |                                                                  |     |

(裏)

熊谷市土砂等の堆積による土壌の汚染の防止に関する条例(抜粋)

(立入検査)

第10条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、土砂等の堆積を行う者の事務所若しくは事業所又は土砂等の堆積区域に立ち入り、工事その他の行為の状況若しくは施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、検査のために必要最小限度の分量に限り、堆積の場所の土砂等を収去させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(罰則)

第13条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

(3) 第10条第1項に規定による検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者